卒業・進級基準について

学則（抜粋）

（課程修了の認定）

第２９条 第１２条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

２　所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

３　卒業に関する規程は、別に定める。

試験規定（抜粋）

（進級資格）

第１６条 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。

２ 必修科目の不合格科目数が４分の１を超えた場合、進級できない。

３ 進級の認定に関しては次のとおりとする。

（１） 進級の認定は、進級判定会議を経て、校長が認定する。

（２） 次の各号の一つに該当する場合は、進級できない。

ア　全科目において欠席が授業時数の３分の１（実習・実技においては５分の１）を超えている場合

イ　全科目の年間の評価点の平均が６０点未満である場合

年間を通じてアイの条件は満たしているが、６０点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。

（３） その他、進級の認定に関しては、各学科が定める規定に従う。

（卒業資格）

第１７条 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。

２ 卒業の認定に関しては次のとおりとする。

（１） 卒業の認定は、卒業判定会議を経て、校長が認定する。

（２） 次の各号の一つに該当する場合は、卒業できない。

ア　各科目において欠席が授業時数の３分の１（実技・実習においては５分の１）を超えている場合

イ　全科目の年間の評価点の平均が６０点未満である場合

年間を通じてアイの条件は満たしているが、６０点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。

スポーツ柔整科進級判定基準（科内規程）

進級判定

１．当該年度実施される授業の内、出席回数が既定の数に達していない科目が３科目以上あった場合は留年とする。

２．当該年度実施される授業の内、定期試験の最終評価が不合格となった科目が３科目以上あった場合は留年とする。

（基礎科目がこれに含まれる場合は考慮する余地がある。成績の改善が顕著にみられる場合は進級判定会議にて決定する。担任は根拠となる資料を進級判定会議に提出する。）

各科目の単位認定

１．講義および演習については２／３以上、実技については４／５以上の出席をしていること。

２．定期試験において、６０点以上の評価を受け合格していること。

追再試験

１．定期試験において不合格だった者、またはやむを得ない事情により定期試験を欠席した者については再試験または追試験を受けることができる。

２．追再試験は１回までの受験とする。

日本語科進級判定基準（科内規程）

進級判定

１．講義および演習については２／３以上、実技については４／５以上の出席をしていること。

２．総合評価において、６０点以上の評価を受け合格していること。

３．再試験において、７０点以上の評価を受け合格していること。

４．追試験において、６０点以上の評価を受け合格していること。

追再試験

１．定期試験においては不合格だった者は再試験、また、止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。

２．再試験、追試験は１回までとする